

カード・証明書の有効期間と移行措置

【在留カードの有効期間と移行措置】

○在留カードの有効期間

〈永住者以外〉

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 16歳以上 | 「在留期間の満了日」まで |
| 16歳未満 | 「在留期間満了日」または「16歳の誕生日」のいずれか早い日まで |

〈永住者〉

- | | |
|-------|-----------|
| 16歳以上 | 交付の日から7年間 |
| 16歳未満 | 16歳の誕生日まで |

○移行措置（外登証が在留カードとみなされる。下記の期限までに地方入管で在留カードと交換する）

施行日（2012年7月9日）時点で「16歳以上」と同「16歳未満」で分ける。

〈永住者以外〉

次回期間更新時まで

- | | |
|--------|------------------------------|
| （16歳以上 | 在留期間の満了日まで） |
| （16歳未満 | 在留期間満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで） |

〈永住者〉

3年以内

- | | |
|--------|--------------------------------|
| （16歳以上 | 2015年7月8日まで） |
| （16歳未満 | 2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで） |

〈例外：5年の在留期間をもつ特定活動〉

「在留期間の満了日」か「2015年7月8日」か「16歳の誕生日」のいずれか早い日まで

* 外国人登録証明書の「次回確認申請期間」よりも短い場合に注意

【特別永住者証明書の有効期間と移行措置】

○特別永住者証明書の有効期間

- | | |
|-------|--|
| 16歳以上 | 通常の有効期間の更新の場合
更新以前の特別永住者証明書の有効期間満了後の7回目の誕生日まで
有効期間更新以外で特別永住者証明書が交付された場合
その届出や申請をした日の後の7回目の誕生日まで |
| 16歳未満 | 16歳の誕生日まで |

○移行措置（外登証が特別永住者証明書とみなされる。下記の期限までに市区町村で特別永住者証明書と交換する）

施行日（2012年7月9日）時点で「16歳以上」と「16歳未満」で分ける。

16 歳以上 「外登証の『次回確認（切替）申請期間』の初日（誕生日）」と「2015 年 7 月 8 日」のうち遅い日まで

16 歳未満 16 歳の誕生日まで

* 旅券と外登証を提出。旅券を提示することができない場合は理由書を提出。

【在留カードの新規交付】（外国人登録証を持たない場合）

○新規入国し、入国時点で中長期在留者の資格があたえられる場合

成田・羽田・中部・関西の各空港で上陸許可をえるときには、同時にカード交付

その他の空港・海港で上陸許可をえるときには、

市町村に住所登録すると、後日地方入管局で交付、郵送される

○資格変更や資格取得（出生児）で中長期在留者の資格が許可される場合

変更許可・資格取得のときに地方入管局で交付

【住所変更届（住民基本台帳）についての変更点と移行措置】

○転出・転入の届けについての変更点

〈外登法〉 転出届は不要

〈改正住基法〉 転出地で転出届、転出証明書の交付 → 転入先で転入届

○資格変更・期間更新の届けについての変更点

〈外登法〉 入管での許可ののち、市町村に登録申請

〈改正住基法〉 入管での許可ののち、市町村での登録は不要

（法務省からの通知により、住民票の記載を修正。氏名の変更についても同様）

○移行措置（仮住民票の作成）

□(1) 基準日（5 月 7 日）現在で外国人登録原票に登録されていて、施行日（7 月 9 日）において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる者について、仮住民票を作成する。仮住民票の記載は、郵送で通知し、誤記載を修正したうえで、施行日に住民票に移行する。

(2) 基準日後、施行日の前日までの間に、(1)の二つの条件を満たした外国人についても、同様の手続により仮住民票を作成し、施行日に住民票に移行する。（仮住民票の記載は郵送せず、確認と説明は窓口で行う。）

(3) 仮住民票が作成されず、施行日に住民票が作成されなかった外国人住民（ex. 所在不明者）については、施行日後 14 日以内に届出をしなければならない。